



(1) 市民・事業者・行政の役割

景観は、市民・事業者・行政の建築、開発などの行為によって形成されるものであり、より魅力的なものにしていくためには、それぞれの努力と相互の協力が不可欠です。そのため、市民・事業者・行政は、次のような役割を担う必要があります。

市 民

景観を市民共有の財産として認識し、景観形成活動に積極的に参画し、暮らしの中の景観形成に努めます。

事業者

事業活動の全般を通じて、景観形成のために必要な措置を講じ、市の景観形成に関する施策に協力するよう努めます。

行 政

総合的な景観形成の先導役として、推進体制の確立、良好な景観形成の誘導、市民・事業者に対する啓発や支援を積極的に行います。

(2) 市の体制充実

市は、景観形成における先導的役割を果たすため、各分野にわたる施策を調整、総括する景観担当部局の創設や職員の資質の向上に努め、庁内体制の連携、充実を図ります。

(3) 計画や基準の定期的な点検

景観形成は、市と市民・事業者による持続的な取り組みによって進めるものであり、状況の変化に適合した推進方策を実施する必要があります。

このため、本計画や景観形成に関する基準などについては、社会情勢の変化、市民の価値観の変化など、時間の経過によって生じる変化に対応した適切な見直しを図ります。

(4) 推進プログラム

景観形成の推進に当たり、次のプログラムによって景観施策の計画的な展開を図ります。

<現 在>		<将 来>	
景観形成事業 の推進	自然景観の積極的保全		
		法に基づく景観計画の策定	
			福島らしい眺望景観の保全、認定
	諸制度の活用（風致地区、地区計画、景観地区など）		
全市レベル の景観誘導	大規模行為の届出制度による景観誘導		
		公共施設の先導的景観形成	
		景観に関するガイドラインなどの作成	
地区レベル の景観誘導		景観重点地区における景観形成	
景観資源の 保全と活用		景観重要建造物の指定	
		景観重要樹木の指定	
市民・事業者 による 景観形成活動	景観条例に基づく景観住民協定の認定		
			法に基づく景観協定の認可
市民・事業者 への 支援、啓発	<表彰制度>		建築関係者や景観形成活動に対する表彰
	<まちづくり活動>		
	「市民まちづくり計画策定補助事業」の積極的活用		
	「まちづくりアドバイザー派遣制度」の積極的活用		
		景観形成活動への支援	
	<景観意識の啓発>		
	景観セミナー、景観懇談会などの開催		
	ふくしま市景観 100 選の活用、更新		
		景観講座などの開催	
		景観に関わる写真展などの開催	
	景観に関わる各種情報発信		